

議案第 28 号

旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の制定について

旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

（旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第1条 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（令和4年旭市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

（旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年旭市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

（旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年旭市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。